

第5 内装制限

第3章 消防用設備等の設置単位

内装制限とは、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料、準不燃材料又は不燃材料であることをいう。

1 内装制限に関する規定

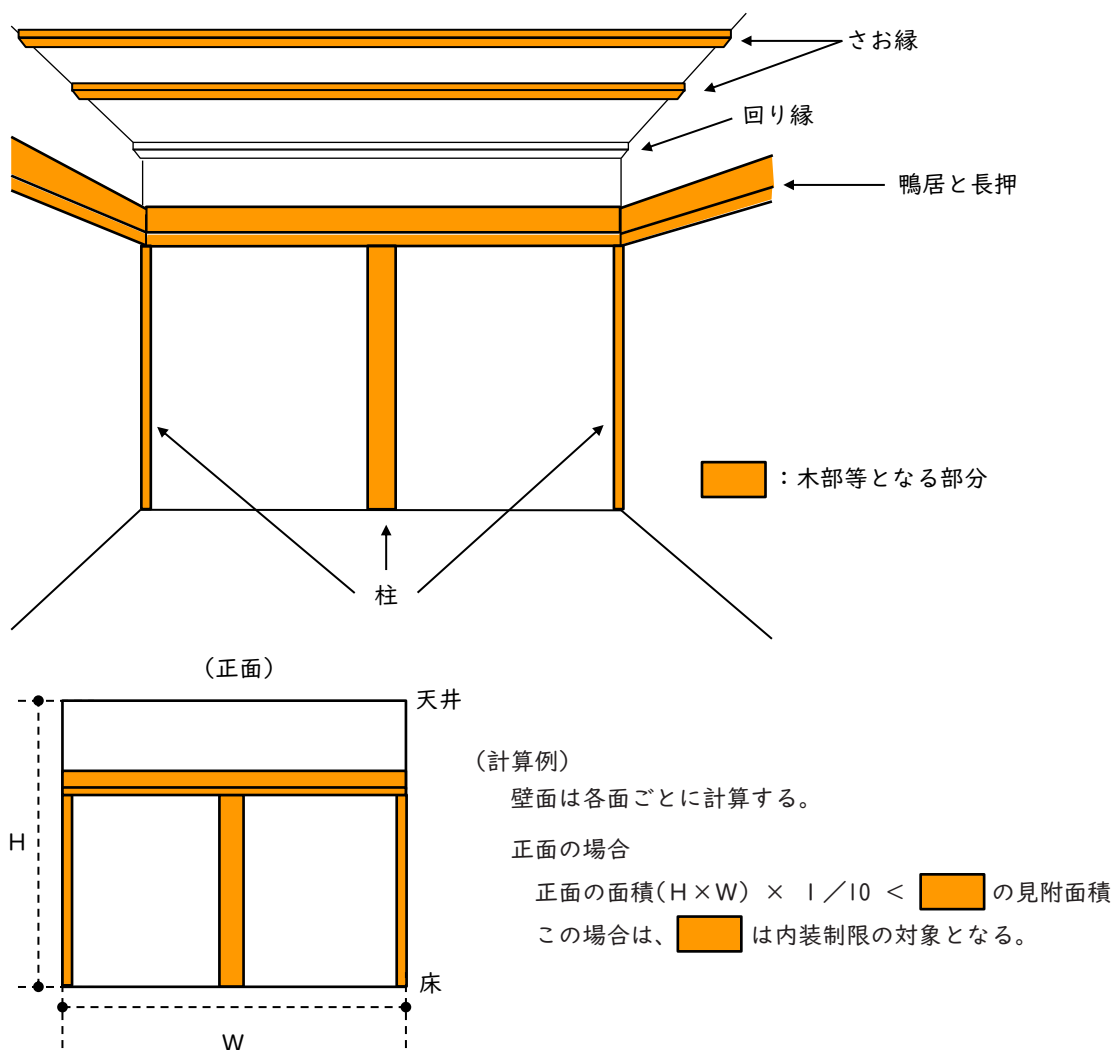
- (1) 政令第11条第2項（屋内消火栓設備に関する基準）
- (2) 政令第12条第4項（スプリンクラー設備に関する基準）
- (3) 省令第6条第2項（大型消火器以外の消火器具の設置）
- (4) 省令第12条の2第1項第1号ロ、同項第2号ロ及び同条第3項第4号（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）
- (5) 省令第13条第1項第1号ロ、同項第1号の2ロ及び同条第2項第1号イ（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）
- (6) 省令第13条の5第7項第1号（ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等）
- (7) 省令第13条の6第1項第2号、同項第4号、同条第2項第2号及び同項第4号（スプリンクラー設備の水源の水量等）
- (8) 省令第14条第1項第11号の2（スプリンクラー設備に関する基準の細目）
- (9) 省令第26条第5項第1号ニ（避難器具の設置個数の減免）
- (10) 省令第28条の2第1項第4号ロ、同項第4号の2ロ、同条第2項第3号ロ及び同項第3号の2ロ（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）
- (11) 省令第30条の3第1項イ（連結散水設備に関する基準の細目）
- (12) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第3条第4項第1号イ
- (13) 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号）第3第2号

2 内装制限に関する取扱いとは以下のとおりとする。

- (1) 建基法令上は床面からの高さが1.2m以下の部分が除かれているが、消防法令上にあつては、床面からの高さが1.2m以下の部分も内装制限の対象となること。
ただし、30cm未満の幅木は含まれないものであること。
- (2) 消防法令上の内装制限については仕上げについてのみであり、下地までは問わないものであること。
ただし、クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについては、下地も含めて対象とすること。
- (3) 「室内に面する部分」とは、建基法第2条第4号に規定する居室及び風呂、便所、洗面所、駐車場、機械室、倉庫その他これらに相当する室並びに廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分をいう。すなわち屋内のすべての部分をいうものであること。
ただし、収納のために人が出入りする規模、形態を有しない収納庫又は押入れ内、ユニットタイプの浴室の壁及び天井については、この限りでない。
- (4) 室内に面する壁又は天井の一部に木材その他の可燃材料を用いた場合は、原則として内装制限がなされていないものであること。
- (5) 照明器具カバー、装飾用角材等の取扱い
壁又は天井の部分に、鴨居、柱、はり、天井のさお縁等の木部が露出する部分又は照明器具のカバー等でアクリル系の材料等を使用する部分（以下「木部等」という。）で、当該部分の見附面積が各面（各壁面及び天井面）の面積の10分の1を超える場合は、木部等の部分も壁又は天井の一部とみなして内装制限の対象となること（第5-1図参照）。各面の面積については、当該室の面ごとに算定し、内装制限の対象となるか判断すること。

第3章 消防用設備等の設置単位

ただし、壁及び天井面に装飾用として設けた小規模な角材等（格子天井、よしず天井のように天井の一部を構成しているものを除く。）は、内装制限の対象としないこと。



第5-1図

- (6) 「難燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」（平成12年建設省告示第1439号）による内装の仕上げは、消防法令上の内装制限には該当しないものであること。
- (7) 天井まで達しない間仕切りで、当該間仕切りの高さが高く（おおむね2 m以上）、床に固定され、仕切られた空間が2つの別空間となるようにした場合は、内装制限の対象として取り扱うこと。
- (8) 容易に取り外しできないよう木材その他の可燃材料を用いた棚等を壁全面に取り付けた場合は、内装制限の適用はできないものであること。
また、棚等を壁の一部に取り付けた場合は、前(5)前段により内装制限の対象となるか判定すること。
- (9) 政令第11条第1項第6号に係る内装制限は、階ごとに内装制限の対象とすること。
- (10) 政令第9条の適用を受ける場合は、当該用途ごとに内装制限の対象とすること。